

※フラットファイルの表紙に貼り付けて提出してください。

令和 6・7 年度 姫路市業者登録申請書類一覧

○ ⇒ 提出
● ⇒ 郵送申請は提出
△ ⇒ 必要があれば提出

書類番号 1～7はクリアファイルか紐綴じしてください。

書類番号	提出書類	工事	コンサル	役務提供	物品	チェック
1	姫路市業者登録申請書 No.1～3	郵送交付	●	●	●	
2	主要取扱メーカー申出書	HP			△	
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審結果通知書）	写し	○			
4	経営規模総括表	HP	●			
5	関連企業申告書 <新規登録の場合>	HP	○	○	○	
6	使用印鑑届 兼 委任状 <新規登録の場合>	HP	○	○	○	
7	相手方登録申出書 <新規登録又は内容変更の場合>	HP	○	○	○	

書類番号 8～23はフラットファイルに綴じてください。

8	許可（登録）証明書 ※業種（詳細業種）の営業に必要な許可（登録）を有していることが確認できるもの	写し	○	○	△	△	
9	登記事項証明書 <法人の場合> ※履歴事項全部証明書に限る。 ※各申請期間の初日から3箇月以内に発行された最新ののものに限る。	写し可	○	○	○	○	
	身分証明書 <個人事業者の場合> ※各申請期間の初日から3箇月以内に発行された最新ののものに限る。						
10	住民票の写し <個人事業者の場合> ※事業主の本籍地記載のものに限る。 ※各申請期間の初日から3箇月以内に発行された最新ののものに限る。	写し可	○	○	○	○	
11	（姫路市）市税納税証明書 <姫路市に納税義務のある業者の場合> ※姫路市役所税務部窓口等で発行する業者登録申請用納税証明書（滞納無証明書） ※各申請期間の初日以降に発行されたのものに限る。	写し可	○	○	○	○	
12	国税納税証明書 ※法人は「税務署様式その3の3」、個人は「税務署様式その3の2」 ※各申請期間の初日以降に発行されたのものに限る。	写し可	○	○	○	○	
13	所得税の確定申告書 <個人事業者の場合> ※令和5年分の第一表及び第二表	写し	○	○	○	○	
14	財務諸表 ※法人は直近の事業年度分、個人は令和5年分 ※建設関連コンサルタントに登録する場合は、上記に加えてその前事業年度分又は前年分（ただし、書類番号19に含まれる場合は省略可能）	写し		○	○	○	
15	経営事項審査の工事種類別完成工事高	写し	○				
16	経営事項審査の技術職員名簿	写し	○				
17	経営事項審査の工事経歴書 ※過去2年分	写し	○				
18	特殊工法による工事経歴書 ※H31.1.1～申請日までの工事経歴書	HP	△				
19	測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書） <測量を登録する場合> ※直近2ヶ年度決算分	写し		○			
	現況報告書 ※直近2ヶ年度決算分 <土木コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントを登録する場合>						
20	技術者経歴書	HP		○			
21	業務経歴書 ※過去2年分 （ただし、書類番号19で確認できる場合は省略可能）	HP		○	○		
22	事務所の写真 <姫路市内に事務所等（本店・委任先・営業所）がある場合>	HP	○	○	○	○	
23	暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書	HP	○	○	○	○	

HPと記載されているものは、HPからダウンロードしてください。
ダウンロード場所は申請要領等をご確認ください。

業者名		受付番号	
-----	--	------	--

←背表紙にも①業者名、②受付番号を記入してください。